

◎ 「みなし規定」を廃止する代わりに、添付書類の省略を可能とする運用に改正

改正前

① 下記②に該当する場合を除き、法第 36 条第 3 項の公告（開発工事の完了公告）より前に、建築物を建築し、又は特定工作物を建設しようとする場合は、「建築制限解除」の申請が**必要**

② 市街化調整区域内で、以下のいずれにも該当する開発許可に限り、「建築制限解除」の申請が**不要**

開発区域の面積	1,000 m <sup>2</sup> 未満
開発行為の内容	質のみの変更
開発行為の目的	自己の居住の用又は 自己の業務の用

改正後

すべての開発許可において、法第 36 条第 3 項の公告（開発工事の完了公告）より前に、建築物を建築し、又は特定工作物を建設しようとする場合は、「建築制限解除」の申請が**必要**

ただし、改正前②の要件を満たすもののうち、安全上及び避難上の対策が、許可条件等として付されていないもの等は添付書類の省略ができる。